



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
5月18日
第207号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※滋賀県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱の一部改正(農政課) 1
- 滋賀応援寄附の収納事務の委託(企画調整課) 2
- 令和3年度地籍調査事業計画の決定(県民活動生活課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 3
- 特定計量器定期検査の実施(計量検定所) 4
- 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(農業経営課) 4
- あゆ沖すくい網漁業の許可または起業の認可の申請期間(水産課) 4

○ 公 告

- 国土調査の成果の認証公告(県民活動生活課) 5
- 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告(環境政策課) 5
- 大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課) 7
- 県営土地改良事業工事完了公告(耕地課) 8
- 公共測量終了公告(監理課) 8
- 随意契約の相手方決定の公告(防災危機管理局、事業課) 8

○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壌汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(湖東) 9

○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(高島) 9

告 示

滋賀県告示第330号

滋賀県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱(平成7年滋賀県告示第38号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大 造

第11条第1項中「新スーパーS資金」を「スーパーS資金」に改める。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による提出)

第14条 融資機関は、第3条第2項に規定する農業経営改善促進資金融通事業取扱届の提出については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

別記様式第1号中「滋賀県知事 様」を「(宛先) 滋賀県知事」に、「代表者名」

「代表者名」

「事務責任者氏名」

「④」を「担当者氏名」に改める。

「電話番号」

」

別記様式第2号(その1)(表)中「新スーパーS資金」を「スーパーS資金」に、「氏名」

「④」を「フリガナ氏名」に改め、同様式(その1)(裏)

中「新スーパーS資金」を「スーパーS資金」に、「署名または記名・押印」を「氏名」に改め、同様式(その2)(表)中「新スーパーS資金」を「スーパーS資金」に、「法人名」を「法人名」に改め、同様式(その2)(裏)中「新スーパーS資金」を「スーパーS資金」に、「署名または記名・押印」を「氏名」に改める。

別記様式第3号中「氏名(名称) _____」を「氏名(名称) _____」に改める。
 「 _____」を「 _____」に改める。
 _____」に改める。

別記様式第4号中「氏名 _____」を「氏名 _____」に改める。
 「 _____」を「 _____」に改める。

別記様式第6号中「融資機関 _____」を「 _____」に改める。
 「 _____」を「 _____」に改める。
 _____」に改める。

付 則

- この告示は、令和3年5月18日から施行する。
- この告示の施行の際現にある改正前の滋賀県農業経営改善促進資金融通事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

滋賀県告示第331号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀応援寄附の収納事務の一部を次のとおり委託した。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 委託の相手方 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 委託事務の内容 寄附者が楽天市場を通じて申込みをしたふるさと納税としての寄附金を、楽天グループ株式会社が滋賀県に代わり収納し、これを滋賀県へ引き渡す業務
- 委託期間 令和3年4月7日から令和4年3月31日まで
- 収納の方法 楽天グループ株式会社が提供するサービス「楽天ペイ(楽天市場決済)」で取り扱う全ての決済手段による。

滋賀県告示第332号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定に基づき、令和3年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
大津市	大津市膳所の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
彦根市	彦根市新海町、正法寺町および下石寺町の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
長浜市	長浜市高月町東物部、高月町柳野中、湖北町山脇および西浅井町野坂の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
近江八幡市	近江八幡市白王町王の浜の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
草津市	草津市草津の一部	令和3.4.1から

		令和4.3.31まで
守山市	守山市勝部の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
甲賀市	甲賀市貴生川の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
野洲市	野洲市入町の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
湖南市	湖南市岩根西の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
高島市	高島市鶴川および岡の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
東近江市	東近江市福堂、垣見、五個荘木流および市子殿の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
米原市	米原市長沢および入江の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
日野町	蒲生郡日野町大字西明寺の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
竜王町	蒲生郡竜王町大字岡屋の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
愛荘町	愛知郡愛荘町大字常安寺、東出および蚊野の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
豊郷町	犬上郡豊郷町大字吉田、安食西、八町および沢の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
甲良町	犬上郡甲良町大字在士の一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで
多賀町	犬上郡多賀町梨ノ木および多賀の各一部	令和3.4.1から 令和4.3.31まで

滋賀県告示第333号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
東近江市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、東近江市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第334号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施

業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第335号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定期間(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日(東近江市にあっては、検査期日の初日)以後60日以内に実施する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
日野町の区域	6月25日(金)	日野公民館
竜王町の区域	6月28日(月)	竜王町役場水防倉庫
東近江市の区域	6月29日(火)	東近江市永源寺支所車庫
	6月29日(火)	東近江市湖東支所駐車場
	7月1日(木)	東近江市ふらご三方よし
	7月1日(木)	東近江市蒲生支所公用車庫
	7月2日(金)	東近江市役所本庁舎公用車庫
	7月5日(月)	東近江市能登川支所車庫

- 2 指定期間検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第336号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 委託の相手方 丸一八日市総合青果株式会社 東近江市市辺町2533番地
株式会社オーミ青果 彦根市安食中町327番地
- 2 委託事務の内容 滋賀県農業技術振興センターの農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第337号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第2号に規定するあゆ沖すくい網漁業の許可または起業の認可の申請期間を次のとおり定める。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

令和3年5月18日から令和3年6月30日まで

公 告

国土調査の成果の認証公告

彦根市新海町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 彦根市
- 2 調査を行った時期 平成27年7月から平成29年3月まで
- 3 成果の名称 彦根市新海町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 彦根市新海町の一部
- 5 認証年月日 令和3年5月7日

国土調査の成果の認証公告

長浜市今荘町の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成29年4月から令和3年1月まで
- 3 成果の名称 長浜市今荘町の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市今荘町の一部
- 5 認証年月日 令和3年5月7日

国土調査の成果の認証公告

長浜市高月町唐川②における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成30年4月から令和3年1月まで
- 3 成果の名称 長浜市高月町唐川②の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市高月町唐川の一部
- 5 認証年月日 令和3年5月7日

国道161号小松拡幅13工区環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号。以下「条例」という。)第35条の2第1項に規定する都市計画決定権者 滋賀県 滋賀県知事 三日月大造(以下「都市計画決定権者」という。)から送付のあった国道161号小松拡幅13工区(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書について、滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対して環境の保全の見地からの意見を令和3年4月30日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

- 1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 具体的なルート、道路構造(盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。)および工事計画等の決定に当たっては、特に騒音・振動、景観および文化財への影響の回避等、環境の保全に極力配慮するほか、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」等に定められた内容に加え、「道路環境影響評価の技術手法」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 調査に当たっては、調査すべき情報の内容等を踏まえ、適切かつ効果的と認められる調査地点・手法・期間等を設定して行うこと。また、予測および評価に当たっては、可能な限り最新の文献等の情報を踏まえ、その有効性を検討したうえで、適切に行うこと。
- (5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5)の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、環境影響評価方法書には具体的な調査・予測地点等が記載されていないことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、選定した調査・予測地点等を適切な縮尺の地図において具体的に示すこと。
- (7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境 環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。

大気質、騒音・振動についての調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。

大気質、騒音・振動についての予測地点の選定に当たっては、住居等への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り配慮すること。
- (2) 水環境 工事の実施に伴う河川・琵琶湖等の水質への影響については、降雨等の状況も踏まえ、適切に予測および評価を行うこと。

対象事業実施区域にはトンネル構造となる部分が存在していることから、地下水の水位・水質に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (3) 動物・植物・生態系 動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。

生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。

環境保全措置の検討に当たっては、生息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避等のほか、道路への動物の侵入対策等によるロードキルの回避等についても検討すること。
- (4) 景観 景観についての予測および評価に当たっては、各市に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。

景観資源については、既に把握されている大溝の水辺景観などのほか、鵜川周辺の棚田景観についても取り扱うこと。また、自然的構成要素だけでなく、文化的・社会的構成要素も重要であることから、白鬚神社などについても景観資源として取り扱うことを検討すること。

眺望点については、身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの眺望景観への影響についても予測および評価を行うことを検討すること。
- (5) 廃棄物等 工事の実施に伴い発生する土石・木材等の発生量を適切に予測し、その有効利用を図ることにより

廃棄物の発生の低減を図ること。

- (6) 文化財 有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) 湖南省吉永複合店舗 湖南省吉永字中川原355番5ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 滋賀交通株式会社 甲賀市甲南町寺庄395番地2 代表取締役 田畑太郎
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
株式会社近江堂 湖南省吉永355番地5 代表取締役 井用雅也
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号 代表取締役 竹増真信
徳地悟 草津市下笠町526番地3
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年12月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,646平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 65台
- 7 駐輪場の収容台数 47台
- 8 荷さばき施設の面積 72.0平方メートル
荷さばき施設① 24.0平方メートル
荷さばき施設② 24.0平方メートル
荷さばき施設③ 24.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 8.7立方メートル
廃棄物保管施設① 6.3立方メートル
廃棄物保管施設② 1.2立方メートル
廃棄物保管施設③ 1.2立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社近江堂 9時から23時まで
株式会社ローソン 24時間
徳地悟 9時から23時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設① 6時から22時まで
荷さばき施設② 24時間
荷さばき施設③ 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和3年4月13日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
湖南省建設経済部産業振興戦略局商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 令和3年5月18日から令和3年9月21日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年9月21日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営湖北地区土地改良事業	令和2年11月27日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の終了日 令和3年2月26日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザ測量(陸部および水部の地形測量))
- 2 作業の地域 甲賀市土山町青土、瀬ノ音、平子、野上野、北土山、南土山、前野、甲賀市甲賀町岩室、甲賀市水口町和野、今郷、巖峨
- 3 作業の終了日 令和3年4月16日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県防災情報システム運用保守業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室防災危機管理局 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3436
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本無線・中電技術コンサルタント・ほくつう特定業務共同企業体 代表者 日本無線株式会社関西支社 支社長 加藤和広 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 115,282,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和3年5月18日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 ファン輸送無料バスの運行 一式

- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日(木)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 京阪バス株式会社 取締役社長 鈴木一也
- 5 随意契約に係る契約金額 本場開催日 往路 9,250円(単価/回) 復路 10,500円(単価/回)
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

環 境 事 務 所 告 示

滋賀県湖東環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和2年滋賀県湖東環境事務所告示第1号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和3年5月18日

滋賀県湖東環境事務所長 仁 科 克 巳

- 1 指定を解除する区域の所在地 彦根市古沢町字沢町278番52および278番53の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 砒素およびその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県湖東環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

健 康 福 祉 事 務 所 告 示

滋賀県高島健康福祉事務所告示第2号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年5月18日

滋賀県高島健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ナースステーションひより	高島市新旭町旭1-7-1	株式会社Logic 代表取締役 八田尚也	高島市新旭町旭891番地	訪問看護介護予防訪問看護	令和3.5.1	2562290102

